

半期報告書

第142期中

〔自 2025年4月1日
至 2025年9月30日〕

仙台市青葉区中央三丁目3番20号

株式会社 七十七銀行

半期報告書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【事業等のリスク】	5
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
3 【重要な契約等】	13
第3 【提出会社の状況】	14
1 【株式等の状況】	14
2 【役員の状況】	16
第4 【経理の状況】	18
1 【中間連結財務諸表】	19
2 【その他】	58
3 【中間財務諸表】	59
4 【その他】	70
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	71

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5 第1項の表の第2号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月28日

【中間会計期間】 第142期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

【会社名】 株式会社七十七銀行

【英訳名】 The 77 Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 小林英文

【本店の所在の場所】 仙台市青葉区中央三丁目3番20号

【電話番号】 仙台(022)267局1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総合企画部長 田邊茂

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座四丁目14番11号
株式会社七十七銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3545局7620(代表)

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 三島洋輔

【縦覧に供する場所】 株式会社七十七銀行平支店

(福島県いわき市平字三町目14番地)

株式会社七十七銀行東京支店

(東京都中央区銀座四丁目14番11号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2023年度 中間連結 会計期間	2024年度 中間連結 会計期間	2025年度 中間連結 会計期間	2023年度	2024年度
		(自2023年 4月1日 至2023年 9月30日)	(自2024年 4月1日 至2024年 9月30日)	(自2025年 4月1日 至2025年 9月30日)	(自2023年 4月1日 至2024年 3月31日)	(自2024年 4月1日 至2025年 3月31日)
連結経常収益	百万円	73,802	83,816	95,032	150,552	171,553
うち連結信託報酬	百万円	8	12	14	20	27
連結経常利益	百万円	25,383	28,691	35,178	44,241	56,273
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	17,692	19,786	24,308	—	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	—	—	—	29,802	39,270
連結中間包括利益	百万円	30,006	4,990	80,331	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	104,875	△17,103
連結純資産額	百万円	530,943	601,843	647,383	601,700	573,945
連結総資産額	百万円	10,184,865	10,363,959	10,376,266	10,501,098	10,422,756
1株当たり純資産額	円	7,166.45	8,111.76	8,705.23	8,121.61	7,735.86
1株当たり中間純利益	円	238.98	266.89	327.27	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	402.40	529.50
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	5.2	5.8	6.2	5.7	5.5
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△138,875	△262,505	△382,748	△103,721	△337,181
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	20,403	249,589	74,960	80,187	69,096
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△3,725	△5,033	△7,292	△7,837	△10,828
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	1,188,771	1,261,643	685,603	1,279,596	1,000,682
従業員数 [平均臨時従業員数]	人	2,658 [1,363]	2,602 [1,357]	2,544 [1,351]	2,587 [1,366]	2,537 [1,363]
信託財産額	百万円	471	1,596	2,653	1,037	2,136

- (注) 1 役員報酬B I P信託による業績連動型株式報酬制度を導入し、役員報酬B I P信託が保有する当行株式を(中間)連結財務諸表において株主資本における自己株式として計上しております。役員報酬B I P信託が保有する当行株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、当該保有株式は、1株当たり中間(当期)純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
- 2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、潜在株式がないので記載しておりません。
- 3 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 4 従業員数は、就業人員数を表示しており、また従業員数の[]内は、平均臨時従業員数を外書きしております。
- 5 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当行1社です。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第140期中	第141期中	第142期中	第140期	第141期
決算年月		2023年9月	2024年9月	2025年9月	2024年3月	2025年3月
経常収益	百万円	66,560	77,046	87,637	135,590	156,742
うち信託報酬	百万円	8	12	14	20	27
経常利益	百万円	24,806	28,442	34,355	42,468	54,804
中間純利益	百万円	17,523	19,886	24,005	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	28,834	38,588
資本金	百万円	24,658	24,658	24,658	24,658	24,658
発行済株式総数	千株	76,655	76,655	76,655	76,655	76,655
純資産額	百万円	516,288	576,966	622,581	576,703	549,677
総資産額	百万円	10,159,172	10,331,766	10,346,109	10,471,167	10,391,230
預金残高	百万円	8,653,845	8,527,472	8,551,716	8,716,822	8,830,522
貸出金残高	百万円	5,648,006	5,956,073	6,440,374	5,867,380	6,188,031
有価証券残高	百万円	3,070,667	2,796,443	2,932,295	3,086,419	2,925,218
1株当たり配当額	円	55.00	77.50	113.00	122.50	175.00
自己資本比率	%	5.0	5.5	6.0	5.5	5.2
従業員数 [平均臨時従業員数]	人	2,454 [1,304]	2,372 [1,301]	2,285 [1,281]	2,385 [1,307]	2,291 [1,301]
信託財産額	百万円	471	1,596	2,653	1,037	2,136

(注) 1 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 従業員数は、就業人員数を表示しており、また従業員数の[]内は、平均臨時従業員数を外書きしております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。なお、主要な関係会社の異動について、2025年8月26日付で「七十七パートナーズ第2号投資事業有限責任組合」(連結子会社)を設立いたしました。

この結果、2025年9月30日現在において、当行及び当行の関係会社は、当行、子会社18社で構成されております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクに重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当行は、宮城県を中心として、福島県、岩手県、山形県、秋田県、青森県、栃木県、東京都、愛知県、大阪府及び北海道に店舗・法人営業所を有し、地域社会の繁栄のため、最良のソリューションで感動と信頼を積み重ね、ステークホルダーとともに、宮城・東北から活躍のフィールドを切り拓いていくリーディングカンパニーを目指すことを基本方針としております。

当中間連結会計期間におけるわが国の経済情勢をみると、海外の通商政策に下押しされたものの、雇用・所得環境の改善などを背景に全体として緩やかな回復の動きとなりました。一方、主要営業基盤である宮城県の景況は、生産や公共投資の持ち直しに下支えされたものの、物価高や供給制約などが重しとなり、総じて足踏み感がうかがわれる動きとなりました。

こうしたなか、金利情勢については、米国の通商政策を巡る不確実性の高まりを受けたリスク回避の動きなどから、長期金利は期初の1.5%台から4月に一時1.1%台まで急低下しましたが、その後は日米関税交渉の合意や底堅い国内景気などを背景に上昇し、当中間期末には1.6%台となりました。一方、短期金利は、無担保コール翌日物金利が日本銀行の誘導目標である0.5%近傍で推移しました。また、為替相場は、期初の1ドル=149円台から4月下旬にかけて139円台まで円高となりましたが、その後は円安が進み、当中間期末には1ドル=147円台となりました。株価については、日経平均株価が期初の3万5千円台から当中間期末には4万4千円台まで大きく上昇しました。

以上のような経済環境のもと、当行及び連結子会社各社は、株主・取引先の皆さまのご支援のもとに、役職員が一丸となって事業活動の推進に努めてまいりました。その結果、当行及び連結子会社による当中間連結会計期間の業績は、次のとおりとなりました。

預金(譲渡性預金を含む)は、公金預金及び個人預金が減少したこと等から、当中間連結会計期間中1,528億円減少し、当中間連結会計期間末残高は8兆8,080億円となり、前中間連結会計期間末との比較では、法人預金が増加したものの、公金預金及び個人預金が減少したこと等から、160億円の減少となりました。

貸出金は、中小企業向け貸出及び住宅ローンを中心に個人向け貸出が増加したこと等から、当中間連結会計期間中2,490億円増加し、当中間連結会計期間末残高は6兆4,196億円となり、前中間連結会計期間末との比較でも同様に、4,785億円の増加となりました。

有価証券は、投資信託等及び地方債が減少したものの、株式及び国債が増加したこと等から、当中間連結会計期間中61億円増加し、当中間連結会計期間末残高は2兆9,253億円となり、前中間連結会計期間末との比較でも同様に、1,364億円の増加となりました。

なお、総資産の当中間連結会計期間末残高は、当中間連結会計期間中464億円減少の10兆3,762億円となり、前中間連結会計期間末との比較では、123億円の増加となりました。

損益状況につきましては、当中間連結会計期間の経常収益は、貸出金利息の増加等により資金運用収益が増加したこと等から、前中間連結会計期間比112億16百万円増加の950億32百万円となりました。他方、経常費用は、国債等債券売却損及び外国為替売買損の減少等によりその他業務費用が減少したものの、預金利息の増加等により資金調達費用が増加したこと等から、前中間連結会計期間比47億30百万円増加の598億54百万円となりました。

この結果、当中間連結会計期間の経常利益は、前中間連結会計期間比64億87百万円増加の351億78百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は、前中間連結会計期間比45億22百万円増加の243億8百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、国内業務部門において資金運用収益の増加を主因に前中間連結会計期間比38億94百万円増加したことから、合計で前中間連結会計期間比10億95百万円増加の547億65百万円となりました。

また、役務取引等収支は、国内業務部門での収益の増加を主因に、前中間連結会計期間比11億32百万円増加の99億12百万円となり、その他業務収支は、外国為替売買損益を主因に前中間連結会計期間比35億49百万円改善の△106億98百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	45,254	8,416	—	53,670
	当中間連結会計期間	49,148	5,616	—	54,765
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	46,469	9,335	29	55,775
	当中間連結会計期間	56,885	7,295	231	63,949
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	1,214	919	29	2,104
	当中間連結会計期間	7,736	1,678	231	9,183
信託報酬	前中間連結会計期間	12	—	—	12
	当中間連結会計期間	14	—	—	14
役務取引等収支	前中間連結会計期間	8,733	47	—	8,780
	当中間連結会計期間	9,874	38	—	9,912
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	11,283	86	—	11,370
	当中間連結会計期間	12,405	75	—	12,480
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	2,550	39	—	2,589
	当中間連結会計期間	2,530	37	—	2,568
その他業務収支	前中間連結会計期間	△7,905	△6,341	—	△14,247
	当中間連結会計期間	△6,787	△3,911	—	△10,698
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	9,522	2	—	9,525
	当中間連結会計期間	7,516	13	—	7,530
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	17,428	6,344	—	23,772
	当中間連結会計期間	14,304	3,925	—	18,229

(注) 1 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間13百万円、当中間連結会計期間90百万円)を控除して表示しております。

3 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、預金・貸出業務にかかる収益が増加したこと等から、前中間連結会計期間比11億10百万円増加の124億80百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、前中間連結会計期間比21百万円減少の25億68百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	11,283	86	11,370
	当中間連結会計期間	12,405	75	12,480
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	3,755	29	3,785
	当中間連結会計期間	4,916	15	4,932
うち為替業務	前中間連結会計期間	2,725	56	2,782
	当中間連結会計期間	2,871	59	2,930
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	1,078	0	1,079
	当中間連結会計期間	1,027	0	1,027
うち代理業務	前中間連結会計期間	1,365	—	1,365
	当中間連結会計期間	1,313	—	1,313
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	42	—	42
	当中間連結会計期間	41	—	41
うち保証業務	前中間連結会計期間	563	0	563
	当中間連結会計期間	531	—	531
役務取引等費用	前中間連結会計期間	2,550	39	2,589
	当中間連結会計期間	2,530	37	2,568
うち為替業務	前中間連結会計期間	769	19	789
	当中間連結会計期間	852	19	871

(注) 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	8,499,131	15,960	8,515,092
	当中間連結会計期間	8,521,999	15,877	8,537,876
うち流動性預金	前中間連結会計期間	6,582,092	—	6,582,092
	当中間連結会計期間	6,597,337	—	6,597,337
うち定期性預金	前中間連結会計期間	1,885,883	—	1,885,883
	当中間連結会計期間	1,890,409	—	1,890,409
うちその他	前中間連結会計期間	31,155	15,960	47,116
	当中間連結会計期間	34,252	15,877	50,129
譲渡性預金	前中間連結会計期間	308,990	—	308,990
	当中間連結会計期間	270,180	—	270,180
総合計	前中間連結会計期間	8,808,121	15,960	8,824,082
	当中間連結会計期間	8,792,179	15,877	8,808,056

(注) 1 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内・特別国際金融取引勘定別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	5,941,049	100.00	6,419,637	100.00
製造業	472,917	7.96	582,484	9.07
農業、林業	9,588	0.16	10,107	0.16
漁業	4,793	0.08	6,266	0.10
鉱業、採石業、砂利採取業	6,872	0.12	6,281	0.10
建設業	213,494	3.59	248,674	3.87
電気・ガス・熱供給・水道業	295,341	4.97	308,873	4.81
情報通信業	34,126	0.57	34,538	0.54
運輸業、郵便業	154,243	2.60	185,749	2.89
卸売業、小売業	514,243	8.66	578,906	9.02
金融業、保険業	444,069	7.48	479,287	7.47
不動産業、物品賃貸業	1,498,548	25.22	1,672,966	26.06
その他サービス業	411,034	6.92	437,099	6.81
地方公共団体	534,861	9.00	485,679	7.56
その他	1,346,914	22.67	1,382,722	21.54
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	5,941,049	—	6,419,637	—

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、当行1社であります。

イ. 信託財産の運用／受入状況（信託財産残高表）

科目	資産			
	前連結会計年度 (2025年3月31日)		当中間連結会計期間 (2025年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
銀行勘定貸	2,136	100.0	2,653	100.0
合計	2,136	100.0	2,653	100.0

科目	負債			
	前連結会計年度 (2025年3月31日)		当中間連結会計期間 (2025年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	2,136	100.0	2,653	100.0
合計	2,136	100.0	2,653	100.0

(注) 共同信託他社管理財産については、取扱残高はありません。

ロ. 元本補填契約のある信託の運用／受入状況（末残）

科目	前連結会計年度 (2025年3月31日)			当中間連結会計期間 (2025年9月30日)		
	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)
銀行勘定貸	2,136	—	2,136	2,653	—	2,653
資産計	2,136	—	2,136	2,653	—	2,653
元本	2,136	—	2,136	2,653	—	2,653
負債計	2,136	—	2,136	2,653	—	2,653

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローにつきましては、次のとおりとなりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の減少等により△3,827億48百万円となり、前中間連結会計期間との比較では、貸出金の増加幅の増加等により、1,202億43百万円減少しました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還及び売却による収入等により749億60百万円となり、前中間連結会計期間との比較では、有価証券の取得による支出の増加等により、1,746億29百万円減少しました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払等により△72億92百万円となり、前中間連結会計期間との比較では、配当金の支払額の増加等により、22億59百万円減少しました。

以上の結果、現金及び現金同等物は当中間連結会計期間中3,150億78百万円減少し、当中間連結会計期間末残高は6,856億3百万円となり、前中間連結会計期間末との比較では5,760億40百万円減少しました。

(3) 経営方針、経営環境並びに優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題等

主要な営業基盤である宮城県の景気は、引き続き物価高や供給制約の下押しを受けるものの、仙台圏での再開発プロジェクトの進展などに伴う投資意欲の高まりや交流人口の増加などにより、緩やかな持ち直しに向けた動きになると見込まれます。

このようななか、当行及び当行の関係会社は、創業より受け継がれる「地域の繁栄を願い、地域社会に奉仕する」という行是の理念に則り、持続可能な社会の実現に向けてグループ全体で解決に取り組むべき「七十七グループの重要課題（マテリアリティ）」を特定しております。

- | |
|--------------------|
| 七十七グループのマテリアリティ |
| 1. 宮城・東北の活性化 |
| 2. 地域のお客さまの課題解決 |
| 3. ステークホルダーへの還元 |
| 4. 気候変動・災害への対応 |
| 5. 信頼性の高い金融サービスの提供 |
| 6. 生き生きと働く職場環境の創出 |

2021年4月からスタートした期間10年の経営計画「Vision 2030」に基づき、物価高騰や人手不足などの影響を踏まえ地域に対して十分な資金供給を図り、金融仲介機能を発揮するとともに、経営改善・事業再生支援や資産形成支援など、グループ一体でコンサルティング機能の発揮に努め、地域経済の成長に貢献してまいります。また、コンプライアンスに対する全役職員の意識啓蒙およびコーポレートガバナンス体制の強化にも、より一層積極的に取り組み、地域金融機関としての使命を果たせるよう、役職員一同取り組んでまいる所存であります。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーションアル・リスク相当額に係る額の算出においては標準的計測手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2025年9月30日
1. 連結自己資本比率 (2／3)	10.63
2. 連結における自己資本の額	5,404
3. リスク・アセットの額	50,808
4. 連結総所要自己資本額	2,033

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2025年9月30日
1. 自己資本比率 (2／3)	10.24
2. 単体における自己資本の額	5,181
3. リスク・アセットの額	50,578
4. 単体総所要自己資本額	2,024

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2024年9月30日	2025年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	12,629	14,521
危険債権	73,955	78,407
要管理債権	33,150	30,822
正常債権	5,921,175	6,407,957

3 【重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	268,800,000
計	268,800,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2025年11月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	76,655,746	76,655,746	東京証券取引所 プライム市場 札幌証券取引所	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当行に おける標準となる株式 (単元株式数100株)
計	76,655,746	76,655,746	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年9月30日	—	76,655	—	24,658	—	7,835

(5) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	10,793	14.42
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	5,970	7.97
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	3,407	4.55
住友生命保険相互会社	東京都中央区八重洲二丁目2番1号	3,082	4.11
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	2,623	3.50
東北電力株式会社	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	1,695	2.26
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号)	1,075	1.43
七十七銀行行員持株会	宮城県仙台市青葉区中央三丁目3番20号	1,009	1.34
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号)	1,007	1.34
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	983	1.31
計	—	31,649	42.29

(注) 1 当行は2025年9月30日現在、自己株式を1,826千株保有しております、上記大株主から除外しております。

2 2024年5月9日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社から、SMB C日興証券株式会社を共同保有者として、2024年4月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当行として2025年9月30日現在における実質所有株式数が確認できておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

当該報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号	5,890	7.68
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	123	0.16
計	—	6,013	7.84

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,826,400	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式 (単元株式数100株)
完全議決権株式(その他)	普通株式 74,629,100	746,291	同 上
単元未満株式	普通株式 200,246	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
発行済株式総数	76,655,746	—	—
総株主の議決権	—	746,291	—

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式94株及び役員報酬B I P信託が保有する当行株式164株が含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、役員報酬B I P信託が保有する当行株式461,900株(議決権4,619個)が含まれております。なお、当該議決権4,619個は、議決権不行使となっております。

② 【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社七十七銀行	仙台市青葉区中央三丁目 3番20号	1,826,400	—	1,826,400	2.38
計	—	1,826,400	—	1,826,400	2.38

(注) 役員報酬B I P信託が保有する当行株式461,900株は、上記自己株式に含まれておりません。

2 【役員の状況】

(1) 役員の異動

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

(2) 業績連動報酬の内容

2025年6月27日開催の第141回定時株主総会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する報酬限度額を定めており、「業績連動報酬」として年額180百万円としております。

また、2025年5月9日開催の取締役会において、「取締役報酬等規定」の一部改正を決議し、「業績連動報酬」について改正しております。改正後の「業績連動報酬」は以下のとおりであります。

当期純利益(単体)	業績連動報酬 支給月数
600億円超	7.5ヵ月
550億円超～600億円以下	7.0ヵ月
500億円超～550億円以下	6.5ヵ月
450億円超～500億円以下	6.0ヵ月
400億円超～450億円以下	5.5ヵ月
350億円超～400億円以下	5.0ヵ月
300億円超～350億円以下	4.5ヵ月
250億円超～300億円以下	4.0ヵ月
200億円超～250億円以下	3.5ヵ月
150億円超～200億円以下	3.0ヵ月
100億円超～150億円以下	2.0ヵ月
50億円超～100億円以下	1.0ヵ月
50億円以下	0.0ヵ月

(支給算式)

業績連動報酬支給額=月額報酬(取締役の月額給与額)×業績連動報酬支給月数

(業績連動報酬限度額)

180百万円

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自2025年4月1日 至2025年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自2025年4月1日 至2025年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
現金預け金	1,001,241	686,487
コールローン及び買入手形	93,243	100,705
買入金銭債権	800	800
商品有価証券	3,311	2,346
金銭の信託	117,628	122,374
有価証券	※1,※2,※4,※7 2,919,208	※1,※2,※4,※7 2,925,379
貸出金	※2,※3,※4,※5 6,170,579	※2,※3,※4,※5 6,419,637
外国為替	※2 8,080	※2 8,511
リース債権及びリース投資資産	25,392	26,684
その他資産	※2,※4 76,946	※2,※4 70,783
有形固定資産	※6 30,356	※6 29,987
無形固定資産	104	114
退職給付に係る資産	5,801	6,513
繰延税金資産	815	674
支払承諾見返	※2,※7 27,569	※2,※7 35,194
貸倒引当金	△58,323	△59,929
資産の部合計	10,422,756	10,376,266
負債の部		
預金	※4 8,815,962	※4 8,537,876
譲渡性預金	144,930	270,180
コールマネー及び売渡手形	28,558	14,888
債券貸借取引受入担保金	※4 1,461	—
借用金	※4 681,086	※4 686,117
外国為替	545	243
信託勘定借	2,136	2,653
その他負債	122,798	133,778
役員賞与引当金	106	—
退職給付に係る負債	7,658	7,031
役員退職慰労引当金	39	39
株式給付引当金	908	590
睡眠預金払戻損失引当金	92	72
偶発損失引当金	897	930
特別法上の引当金	1	1
繰延税金負債	14,058	39,284
支払承諾	※7 27,569	※7 35,194
負債の部合計	9,848,811	9,728,883
純資産の部		
資本金	24,658	24,658
資本剰余金	20,350	20,351
利益剰余金	462,009	479,021
自己株式	△6,230	△5,827
株主資本合計	500,788	518,203
その他有価証券評価差額金	70,587	126,352
繰延ヘッジ損益	△272	△255
退職給付に係る調整累計額	2,842	3,082
その他の包括利益累計額合計	73,156	129,179
純資産の部合計	573,945	647,383
負債及び純資産の部合計	10,422,756	10,376,266

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
経常収益	83,816	95,032
資金運用収益	55,775	63,949
(うち貸出金利息)	28,409	37,185
(うち有価証券利息配当金)	26,129	24,553
信託報酬	12	14
役務取引等収益	11,370	12,480
その他業務収益	9,525	7,530
その他経常収益	※1 7,132	11,057
経常費用	55,124	59,854
資金調達費用	2,118	9,274
(うち預金利息)	1,321	7,553
役務取引等費用	2,589	2,568
その他業務費用	23,772	18,229
営業経費	※2 25,470	※2 27,164
その他経常費用	1,174	※3 2,617
経常利益	28,691	35,178
特別利益	—	—
特別損失	7	56
減損損失	※4 7	※4 56
金融商品取引責任準備金繰入額	0	0
税金等調整前中間純利益	28,683	35,122
法人税、住民税及び事業税	8,180	10,819
法人税等調整額	716	△5
法人税等合計	8,897	10,813
中間純利益	19,786	24,308
親会社株主に帰属する中間純利益	19,786	24,308

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益	19,786	24,308
その他の包括利益	△14,795	56,022
その他有価証券評価差額金	△14,904	55,765
繰延ヘッジ損益	36	17
退職給付に係る調整額	73	240
中間包括利益	4,990	80,331
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	4,990	80,331

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	24,658	20,076	433,580	△6,145	472,169
当中間期変動額					
剰余金の配当			△5,042		△5,042
親会社株主に帰属する 中間純利益			19,786		19,786
自己株式の取得				△553	△553
自己株式の処分		274		473	747
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	274	14,743	△79	14,938
当中間期末残高	24,658	20,350	448,324	△6,225	487,107

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	125,123	△95	4,503	129,530	601,700
当中間期変動額					
剰余金の配当					△5,042
親会社株主に帰属する 中間純利益					19,786
自己株式の取得					△553
自己株式の処分					747
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△14,904	36	73	△14,795	△14,795
当中間期変動額合計	△14,904	36	73	△14,795	142
当中間期末残高	110,218	△59	4,576	114,735	601,843

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	24,658	20,350	462,009	△6,230	500,788
当中間期変動額					
剰余金の配当			△7,295		△7,295
親会社株主に帰属する 中間純利益			24,308		24,308
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分		0		408	408
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	0	17,012	402	17,415
当中間期末残高	24,658	20,351	479,021	△5,827	518,203

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	70,587	△272	2,842	73,156	573,945
当中間期変動額					
剰余金の配当					△7,295
親会社株主に帰属する 中間純利益					24,308
自己株式の取得					△5
自己株式の処分					408
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	55,765	17	240	56,022	56,022
当中間期変動額合計	55,765	17	240	56,022	73,438
当中間期末残高	126,352	△255	3,082	129,179	647,383

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	28,683	35,122
減価償却費	1,383	1,406
減損損失	7	56
貸倒引当金の増減（△）	△1,257	1,606
偶発損失引当金の増減（△）	△27	33
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△97	△106
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	△672	△436
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△468	△552
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	0	△0
株式給付引当金の増減（△）	△115	△318
睡眠預金払戻損失引当金の増減（△）	△26	△20
資金運用収益	△55,775	△63,949
資金調達費用	2,118	9,274
有価証券関係損益（△）	4,062	1,643
金銭の信託の運用損益（△は運用益）	△536	△3,786
為替差損益（△は益）	12,076	1,436
固定資産処分損益（△は益）	153	20
貸出金の純増（△）減	△86,532	△249,058
預金の純増減（△）	△187,041	△278,085
譲渡性預金の純増減（△）	76,020	125,250
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	△68,881	5,031
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	8,421	△324
コールローン等の純増（△）減	△88,239	△7,462
コールマネー等の純増減（△）	—	△13,670
債券貸借取引受入担保金の純増減（△）	△7,628	△1,461
商品有価証券の純増（△）減	10,190	964
外国為替（資産）の純増（△）減	△1,586	△430
外国為替（負債）の純増減（△）	31	△301
リース債権及びリース投資資産の純増（△）減	△2,057	△1,292
信託勘定借の純増減（△）	558	517
資金運用による収入	56,923	63,716
資金調達による支出	△1,525	△7,885
その他	49,541	9,299
小計	△252,299	△373,766
法人税等の支払額	△10,205	△8,982
営業活動によるキャッシュ・フロー	△262,505	△382,748

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△174,550	△310,864
有価証券の売却による収入	238,517	123,823
有価証券の償還による収入	186,405	263,141
有形固定資産の取得による支出	△1,260	△1,035
有形固定資産の売却による収入	486	23
無形固定資産の取得による支出	△9	△11
資産除去債務の履行による支出	—	△116
投資活動によるキャッシュ・フロー	249,589	74,960
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△553	△5
自己株式の売却による収入	548	1
配当金の支払額	△5,028	△7,287
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,033	△7,292
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3	2
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△17,952	△315,078
現金及び現金同等物の期首残高	1,279,596	1,000,682
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 1,261,643	※1 685,603

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 12社

会社名

七十七リース株式会社

七十七信用保証株式会社

株式会社七十七カード

七十七証券株式会社

七十七リサーチ＆コンサルティング株式会社

七十七パートナーズ株式会社

七十七ヒューマンデザイン株式会社

七十七デジタルソリューションズ株式会社

七十七ほけんサービス株式会社

七十七ビジネスウィズ株式会社

七十七パートナーズ第1号投資事業有限責任組合

七十七パートナーズ第2号投資事業有限責任組合

(連結の範囲の変更)

七十七パートナーズ第1号投資事業有限責任組合は、重要性が増したことにより、当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。

また、七十七パートナーズ第2号投資事業有限責任組合は、新規設立により、当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社

会社名

77 NEXT CONSULTING PTE. LTD.

七十七キャピタル株式会社

77 ニュービジネス投資事業有限責任組合

77 ストラテジック・インベストメント投資事業有限責任組合

七十七キャピタル第2号投資事業有限責任組合

77 ストラテジック・インベストメント第2号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称

株式会社折居技研

キャド・キャム株式会社

米沢精密株式会社

株式会社げんきやグループ

株式会社サンセイ・イサワ

投資事業等を営む連結子会社が、投資育成目的のため出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

会社名

77 NEXT CONSULTING PTE. LTD.

七十七キャピタル株式会社

77 ニュービジネス投資事業有限責任組合

77 ストラテジック・インベストメント投資事業有限責任組合

七十七キャピタル第2号投資事業有限責任組合

77 ストラテジック・インベストメント第2号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 2社

9月末日 10社

(2) 子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ)金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記(イ)のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、原則として時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5年～31年

その他 4年～20年

連結子会社の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。

(ロ)無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(ハ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、債務者別に区分のうえ、次のとおり計上しております。

破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後2年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、2年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金については、自己査定結果に基づき、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(注) 1. 貸出金等の債務者区分は、「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日)に規定する正常先債権、要注意先債権、破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権に準拠し、次のとおりとしております。

区分	区分基準
破綻先	法的・形式的に経営破綻に陥っている債務者
実質破綻先	法的・形式的には経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見込みがたたない状態にあると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻懸念先	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
要注意先	貸出条件等に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、赤字決算等で業況が低調ないし不安定な債務者
要管理先	要注意先のうち、債権の全部または一部が要管理債権である債務者
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容に特段の問題がないと認められる債務者

2. 損失率は、原則として、連結会計年度末を基準とする直近5算定期間及び中間連結会計期間末を基準とする直近5算定期間の合計10算定期間に係る貸倒実績率の平均値としておりますが、連結会計年度末を基準とする直近2算定期間及び中間連結会計期間末を基準とする直近2算定期間の合計4算定期間に係る貸倒実績率の平均値と比較するほか、景気後退期のリスクを適切に織り込む対応として、より多くの算定期間の貸倒実績率の平均値を参考する等により必要な修正を加えて算定しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の直接的な影響は縮小したものの、コロナ禍での業績悪化が公的支援の終了や人手不足等により回復できていない等の債務者の信用リスクに与える間接的な影響については引き続き不透明であり、一定期間継続することが見込まれると仮定しております。こうした仮定のもと、新型コロナウイルス感染症の影響により貸出条件を緩和した一定の債権を有する債務者については、将来の見通しにかかる不確実性がより高いこと等から、債務者区分を引き下げた場合の損失率と同等であるとみなし、貸倒引当金を計上しております。

また、一部のプロジェクトファイナンスにかかる債権については、調達コスト高騰等のリスクによりプロジェクト収支が一定程度悪化するとの仮定を置いたうえで、債権の元本の回収及び利息の受取りにかかる予想キャッシュ・フロー等を基礎に貸倒引当金を計上しております。

これらの仮定について、前連結会計年度から当中間連結会計期間において重要な変更はありません。

なお、債務者の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、将来における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給規定に基づく期末要支給額のうち、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

(7) 株式給付引当金の計上基準

株式交付規定に基づく取締役等への当行株式の交付等に備えるため、当中間連結会計期間末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

信用保証協会との責任共有制度にかかる将来の負担金の支払に備えるため、対象債権に対する代位弁済の実績率を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(10) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引法第46条の5第1項に定める金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引等の事故による損失に備えるため、連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用

発生時に一括費用処理

数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引は、個別ヘッジのほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグループングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相關関係の検証により有効性の評価をしております。

このほか、ヘッジ会計の要件を充たしており、かつ想定元本、利息の受払条件及び契約期間が対象資産とほぼ同一である金利スワップ等については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(15) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(追加情報)

(業績連動型株式報酬制度)

1. 取引の概要

当行は、取締役等の報酬と当行の株式価値との連動性をより明確にし、当行の中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高める観点から、役員報酬B I P信託による業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、当行が拠出する取締役等の報酬を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、役位、経営計画等の達成度に応じて当行株式等が信託を通じて交付等される制度であり、当該取引は本制度に係る取引であります。

2. 信託に残存する当行株式

信託に残存する当行株式は、株主資本において自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末において1,483百万円、637千株、当中間連結会計期間末において1,075百万円、462千株であります。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
株式	1,506百万円	1,506百万円
出資金	6,745百万円	5,713百万円

※2 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	11,321百万円	15,268百万円
危険債権額	81,843百万円	78,621百万円
要管理債権額	32,364百万円	30,828百万円
三月以上延滞債権額	2,433百万円	2,733百万円
貸出条件緩和債権額	29,930百万円	28,094百万円
小計額	125,530百万円	124,717百万円
正常債権額	6,129,815百万円	6,386,276百万円
合計額	6,255,346百万円	6,510,994百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※3 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
2,813百万円	3,028百万円

※4 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	538,461百万円	538,973百万円
貸出金	469,276百万円	443,485百万円
その他資産	144百万円	138百万円
計	1,007,882百万円	982,596百万円
担保資産に対応する債務		
預金	43,134百万円	19,025百万円
債券貸借取引受入担保金	1,461百万円	一百万円
借用金	671,800百万円	670,800百万円
上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。		
	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
有価証券	58,646百万円	58,428百万円
その他資産	100百万円	100百万円
また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。		
	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
金融商品等差入担保金	3,919百万円	5,652百万円
保証金	94百万円	93百万円

※5 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
融資未実行残高	1,676,658百万円	1,634,166百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	1,584,124百万円	1,532,211百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※6 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
減価償却累計額	86,755百万円	86,961百万円

※7 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額

前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
40,257百万円	38,550百万円

8 元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
金銭信託	2,136百万円	2,653百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
貸倒引当金戻入益	179百万円	一百万円

※2 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
給料・手当	11,490百万円	11,577百万円

※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
貸倒引当金繰入額	一百万円	2,274百万円

※4 固定資産の減損損失については次のとおりであります。

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

当中間連結会計期間において、当行は、宮城県内の遊休資産2か所について減損損失を計上しております。

減損損失の算定にあたり、原則として、当行の営業用店舗については継続的に収支の把握を行っている個別営業店単位で、遊休又は処分予定資産については各資産単位で、グルーピングしております。また、連結子会社は各社をそれぞれ1つのグループとしております。減損損失を計上した資産グループは、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額7百万円(建物5百万円、その他の無形固定資産2百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準等に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを12.0%で割り引いて、それぞれ算定しております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

当中間連結会計期間において、当行は、宮城県内の遊休資産1か所について減損損失を計上しております。

減損損失の算定にあたり、原則として、当行の営業用店舗については継続的に収支の把握を行っている個別営業店単位で、遊休又は処分予定資産については各資産単位で、グルーピングしております。また、連結子会社は各社をそれぞれ1つのグループとしております。減損損失を計上した資産グループは、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額56百万円(建物56百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準等に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを12.3%で割り引いて、それぞれ算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	76,655	—	—	76,655	
合計	76,655	—	—	76,655	
自己株式					
普通株式	2,569	129	236	2,461	(注) 1、2
合計	2,569	129	236	2,461	

(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は役員報酬B I P信託の制度において取得したもの及び単元未満株式の買取によるものであり、減少は役員報酬B I P信託への第三者割当による自己株式の処分、役員報酬B I P信託の制度における当行株式の交付等によるもの及び単元未満株式の買増請求に応じたものであります。

2 当連結会計年度期首及び当中間連結会計期間末の自己株式には、役員報酬B I P信託が保有する当行株式がそれぞれ617千株、637千株が含まれております。なお、役員報酬B I P信託に係る当中間連結会計期間の増加株式数は128千株、減少株式数は108千株であります。

2 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,042	67.5	2024年3月31日	2024年6月28日

(注) 配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当行株式に対する配当金41百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	5,799	利益剰余金	77.5	2024年9月30日	2024年12月9日

(注) 配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当行株式に対する配当金49百万円が含まれております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	76,655	—	—	76,655	
合計	76,655	—	—	76,655	
自己株式					
普通株式	2,462	1	175	2,288	(注) 1、2
合計	2,462	1	175	2,288	

- (注) 1 自己株式(普通株式)の増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は役員報酬B I P信託の制度における当行株式の交付等によるもの及び単元未満株式の買増請求に応じたものであります。
- 2 当連結会計年度期首及び当中間連結会計期間末の自己株式には、役員報酬B I P信託が保有する当行株式がそれぞれ637千株、462千株が含まれております。なお、役員報酬B I P信託に係る当中間連結会計期間の減少株式数は175千株であります。

2 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	7,295	97.5	2025年3月31日	2025年6月30日

(注) 配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当行株式に対する配当金62百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年11月14日 取締役会	普通株式	8,455	利益剰余金	113.0	2025年9月30日	2025年12月9日

(注) 配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当行株式に対する配当金52百万円が含まれております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金預け金勘定	1,262,619百万円	686,487百万円
預け金(日銀預け金を除く)	△975百万円	△883百万円
現金及び現金同等物	1,261,643百万円	685,603百万円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
リース料債権部分	23,530	24,783
見積残存価額部分	2,997	3,254
受取利息相当額	△2,491	△2,710
合 計	24,036	25,328

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	リース債権	リース投資資産に係る リース料債権部分
1年以内	276	6,900
1年超2年以内	265	5,476
2年超3年以内	251	4,306
3年超4年以内	214	3,083
4年超5年以内	166	1,690
5年超	322	2,073
合 計	1,496	23,530

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位：百万円)

	リース債権	リース投資資産に係る リース料債権部分
1年以内	296	7,114
1年超2年以内	284	5,763
2年超3年以内	260	4,524
3年超4年以内	207	3,191
4年超5年以内	166	1,795
5年超	275	2,392
合 計	1,490	24,783

オペレーティング・リース取引

(借手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1年内	79	49
1年超	1,272	1,233
合 計	1,352	1,282

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1)参照)。また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しており、「中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)」の重要性が乏しい科目については記載を省略しております。

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 金銭の信託	117,628	117,628	—
(2) 有価証券	2,902,479	2,902,386	△92
満期保有目的の債券	3,974	3,881	△92
その他有価証券	2,898,504	2,898,504	—
(3) 貸出金	6,170,579		
貸倒引当金 (※1)	△56,806		
	6,113,773	6,039,709	△74,063
資産計	9,133,881	9,059,725	△74,156
(1) 預金	8,815,962	8,814,381	△1,580
(2) 譲渡性預金	144,930	144,930	—
(3) 借用金	681,086	668,901	△12,184
負債計	9,641,978	9,628,213	△13,764
デリバティブ取引 (※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,730	3,730	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(291)	(291)	—
デリバティブ取引計	3,439	3,439	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	122,374	122,374	—
(2) 有価証券 満期保有目的の債券	2,908,864	2,908,765	△99
その他有価証券	4,952	4,853	△99
(3) 貸出金	2,903,912	2,903,912	—
貸倒引当金 (※1)	6,419,637	△58,641	
	6,360,996	6,275,687	△85,308
資産計	9,392,236	9,306,828	△85,408
(1) 預金	8,537,876	8,537,301	△574
(2) 譲渡性預金	270,180	270,180	—
(3) 借用金	686,117	676,066	△10,051
負債計	9,494,174	9,483,547	△10,626
デリバティブ取引 (※2) ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,669)	(1,669)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(265)	(265)	—
デリバティブ取引計	(1,934)	(1,934)	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1)市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
非上場株式(※1)(※2)	4,146	5,179
組合出資金(※3)	12,582	11,334

(※1)非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2)前連結会計年度及び当中間連結会計期間において、非上場株式について減損処理はありません。

(※3)組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	39,139	78,489	—	117,628
有価証券				
その他有価証券				
国債	465,022	—	—	465,022
地方債	—	586,736	—	586,736
社債	—	634,741	40,007	674,748
株式	182,683	5,027	—	187,711
その他	143,066	841,219	—	984,286
資産計	829,912	2,146,214	40,007	3,016,133
デリバティブ取引 (※)				
金利関連	—	337	—	337
通貨関連	—	3,101	—	3,101
デリバティブ取引計	—	3,439	—	3,439

(※)その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	63,891	58,483	—	122,374
有価証券				
その他有価証券				
国債	493,988	—	—	493,988
地方債	—	558,868	—	558,868
社債	—	637,335	38,325	675,661
株式	226,667	5,626	—	232,294
その他	137,369	805,730	—	943,100
資産計	921,916	2,066,044	38,325	3,026,287
デリバティブ取引（※）				
金利関連	—	315	—	315
通貨関連	—	(2,249)	—	(2,249)
デリバティブ取引計	—	(1,934)	—	(1,934)

(※) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
地方債	—	3,881	—	3,881
貸出金	—	—	6,039,709	6,039,709
資産計	—	3,881	6,039,709	6,043,591
預金	—	8,814,381	—	8,814,381
譲渡性預金	—	144,930	—	144,930
借用金	—	668,901	—	668,901
負債計	—	9,628,213	—	9,628,213

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
地方債	—	4,853	—	4,853
貸出金	—	—	6,275,687	6,275,687
資産計	—	4,853	6,275,687	6,280,541
預金	—	8,537,301	—	8,537,301
譲渡性預金	—	270,180	—	270,180
借用金	—	676,066	—	676,066
負債計	—	9,483,547	—	9,483,547

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の価格又は取引金融機関が算定する価格等によっております。時価のレベルについては、信託財産のレベルに基づき、主にレベル1又はレベル2の時価に分類しております。なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

有価証券

私募債及び特定社債を除く債券は日本証券業協会の価格又は取引金融機関が算定する価格等によっており、日本国債及び米国債は主にレベル1、それ以外の債券はレベル2の時価に分類しております。私募債及び特定社債については、将来キャッシュ・フロー（クーポン、元本償還額、保証料）を、市場金利、発行体の信用リスク等を考慮した利率で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

株式は取引所の価格によっており、市場の活発性に基づき主にレベル1の時価に分類しております。

上場投資信託は取引所の価格によっており、市場の活発性に基づき主にレベル1の時価に分類しております。

私募投資信託は基準価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、商品性に応じて元利金の合計額を市場金利に信用格付ごとの標準スプレッド（経費率を含む）を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、貸出金のうち、変動金利によるもの及び約定期間が短期間（1年以内）のもので、時価と帳簿価額の乖離が一定の範囲内にあり近似していると判断されるものは、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

これらにつきましては、レベル3の時価に分類しております。

負 債

預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間(1年以内)で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。これらにつきましては、レベル2の時価に分類しております。

譲渡性預金

譲渡性預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間(1年以内)で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。これらにつきましては、レベル2の時価に分類しております。

借用金

借用金については、調達の種類ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。これらにつきましては、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。また、評価技法で用いている主なインプットには、金利や為替レート、ボラティリティ等が含まれます。

デリバティブ取引については、観察できないインプットを用いていない、またはその影響が重要でないことから、レベル2の時価に分類しております。

(注2)時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債・特定社債	現在価値技法	倒産確率	0.02%—6.32%	0.50%
		倒産時の損失率	35.32%—66.45%	49.88%

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債・特定社債	現在価値技法	倒産確率	0.02%—7.14%	0.51%
		倒産時の損失率	36.40%—66.36%	50.49%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益に 計上した額の うち連結貸借 対照表日にお いて保有する 金融資産の評 価損益(※1)
		損益に計 上(※1)	その他の 包括利益 に計上 (※2)					
有価証券								
その他有価証券								
私募債・ 特定社債	44,209	△2	△280	△3,918	—	—	40,007	△2

(※1) 連結損益計算書の「その他業務費用」に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益に 計上した額の うち中間連結 貸借対照表日 において保有 する金融資産 の評価損益 (※1)
		損益に計 上(※1)	その他の 包括利益 に計上 (※2)					
有価証券								
その他有価証券								
私募債・ 特定社債	40,007	—	18	△1,700	—	—	38,325	—

(※1) 中間連結損益計算書の「その他業務費用」に含まれております。

(※2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針、手続を定め、これに沿って時価を算定しております。また、時価の算定にあたっては個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、時価のレベル分類についてはリスク管理部署が判断しております。

第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合においては、使用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債及び特定社債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率及び倒産時の損失率であります。一般的に、倒産確率の上昇（低下）は、倒産時の損失率の上昇（低下）を伴い、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」について記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	3,974	3,881	△92
	小計	3,974	3,881	△92
合計		3,974	3,881	△92

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が中間連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	4,952	4,853	△99
	小計	4,952	4,853	△99
合計		4,952	4,853	△99

2 その他有価証券

前連結会計年度(2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	180,978	53,566	127,412
	債券	42,936	42,868	67
	国債	2,100	2,099	0
	地方債	—	—	—
	社債	40,836	40,769	67
	その他	531,212	477,726	53,486
	小計	755,127	574,161	180,965
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	6,732	7,436	△704
	債券	1,683,570	1,747,332	△63,762
	国債	462,922	490,249	△27,327
	地方債	586,736	605,564	△18,828
	社債	633,912	651,518	△17,605
	その他	453,073	473,912	△20,838
	小計	2,143,377	2,228,682	△85,305
合計		2,898,504	2,802,844	95,660

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	226,904	57,492	169,411
	債券	4,700	4,674	26
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	4,700	4,674	26
	その他	623,585	539,335	84,250
	小計	855,191	601,503	253,688
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,389	5,688	△299
	債券	1,723,817	1,786,086	△62,269
	国債	493,988	521,318	△27,330
	地方債	558,868	576,344	△17,475
	社債	670,960	688,424	△17,463
	その他	319,514	334,883	△15,369
	小計	2,048,721	2,126,658	△77,937
合計		2,903,912	2,728,162	175,750

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、37百万円(うち、株式34百万円、その他2百万円)であります。

当中間連結会計期間においては該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落または、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したので、過去1か月間の時価の平均が取得原価に比べて50%(一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30%)以上下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(2025年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭 の信託	27,364	21,581	5,782	5,782	—

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち中間連結貸借対 照表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち中間連結貸借対 照表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭 の信託	30,998	24,256	6,741	6,741	—

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 減損処理を行った金銭の信託

その他の金銭の信託の信託財産を構成している有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とともに、減損処理しております。なお、前連結会計年度及び当中間連結会計期間においては該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落または、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した上で、過去1か月間の時価の平均が取得原価に比べて50%(一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30%)以上下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2025年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	101,250
その他有価証券	95,467
その他の金銭の信託	5,782
(△)繰延税金負債	30,663
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	70,587
(△)非支配株主持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	70,587

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

	金額(百万円)
評価差額	182,271
その他有価証券	175,529
その他の金銭の信託	6,741
(△)繰延税金負債	55,918
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	126,352
(△)非支配株主持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	126,352

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	—	—	—	—
	受取固定・支払変動	25,569	25,569	△2,091	△2,091
	受取変動・支払固定	25,645	25,569	2,292	2,292
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	201	201

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	24,730	24,730	△2,417	△2,417
	受取変動・支払固定	24,800	24,730	2,604	2,604
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	187	187

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	41,690	39,955	159	159
	為替予約				
	売建	301,525	74,239	△6,335	△6,335
	買建	82,059	74,238	9,705	9,705
	通貨オプション				
	売建	194,291	164,824	△958	1,116
	買建	194,291	164,824	958	400
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	3,528	5,046

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	40,715	38,985	154	154
	為替予約	275,494	71,971	△13,145	△13,145
	売建	78,622	71,970	11,134	11,134
	通貨オプション	293,017	254,127	△2,719	2,403
	売建	293,017	254,127	2,719	△287
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合 計	—	—	△1,856	258

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金、 有価証券	10,292	5,428	135
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定 その他 買建	貸出金 貸出金	23,160 —	16,087 —	700 —
合 計	—	—	—	—	836

(注) 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)等に基づき、繰延ヘッジによっております。

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金、 有価証券	9,138	5,343	127
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定 その他 買建	貸出金 貸出金	21,565 —	14,347 —	704 —
合 計		—	—	—	831

(注) 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)等に基づき、繰延ヘッジによっております。

(2)通貨関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金	37,380	37,380	△426
合 計		—	—	—	△426

(注) 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金	41,135	41,135	△392
合 計		—	—	—	△392

(注) 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
期首残高	596百万円	592百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2百万円	一百万円
時の経過による調整額	5百万円	2百万円
資産除去債務の履行による減少額	－百万円	△33百万円
その他増減額(△は減少)	△11百万円	△1百万円
期末残高	592百万円	559百万円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
経常収益	83,816百万円	95,032百万円
うち役務取引等収益	11,370百万円	12,480百万円
うち預金・貸出業務	3,785百万円	4,932百万円
うち為替業務	2,782百万円	2,930百万円
うち証券関連業務	1,079百万円	1,027百万円
うち代理業務	1,365百万円	1,313百万円
うち保護預り・貸金庫業務	42百万円	41百万円
うち信託報酬	12百万円	14百万円

なお、上記には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、その他の金融サービスに係る事業を行っております。当行グループの報告セグメントは、そのセグメントごとに分離された財務情報が入手可能なものであり、経営陣による定期的な業績評価及び資源配分の意思決定を行う対象となっているものです。

当行グループの報告セグメントは「銀行業務」のみであり、「その他」の重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	28,409	35,565	5,777	14,063	83,816

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	37,185	35,644	6,061	16,141	95,032

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがいたため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

当行グループの報告セグメントは「銀行業務」のみであり、「その他」の重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

当行グループの報告セグメントは「銀行業務」のみであり、「その他」の重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1 株当たり純資産額	7,735円86銭	8,705円23銭

(注) 1 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬B I P信託が保有する当行株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定において控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度で637千株、当中間連結会計期間で462千株であります。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円 573,945	647,383
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円 —	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円 573,945	647,383
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株 74,192	74,367

2 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり中間純利益	円 266.89	327.27
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円 19,786	24,308
普通株主に帰属しない金額	百万円 —	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円 19,786	24,308
普通株式の期中平均株式数	千株 74,135	74,275

(注) 1 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬B I P信託が保有する当行株式は、1株当たり中間純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり中間純利益の算定において控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前中間連結会計期間で595千株、当中間連結会計期間で554千株であります。

2 潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、潜在株式がないので記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
現金預け金	1,001,180	686,320
コールローン	93,243	100,705
買入金銭債権	800	800
商品有価証券	3,311	2,346
金銭の信託	117,628	122,374
有価証券	※1,※2,※4,※6 2,925,218	※1,※2,※4,※6 2,932,295
貸出金	※2,※3,※4,※5 6,188,031	※2,※3,※4,※5 6,440,374
外国為替	※2 8,080	※2 8,511
その他資産	※2,※4 48,908	※2,※4 41,905
有形固定資産	30,044	29,685
無形固定資産	98	109
前払年金費用	1,932	2,369
支払承諾見返	※2,※6 27,569	※2,※6 35,194
貸倒引当金	△54,817	△56,882
資産の部合計	<u>10,391,230</u>	<u>10,346,109</u>
負債の部		
預金	※4 8,830,522	※4 8,551,716
譲渡性預金	155,930	281,180
コールマネー	28,558	14,888
債券貸借取引受入担保金	※4 1,461	—
借用金	※4 672,595	※4 679,021
外国為替	545	243
信託勘定借	2,136	2,653
その他負債	100,177	112,359
未払法人税等	6,181	8,159
リース債務	43	39
資産除去債務	592	559
その他の負債	93,360	103,600
役員賞与引当金	82	—
退職給付引当金	7,784	7,241
株式給付引当金	908	590
睡眠預金払戻損失引当金	92	72
偶発損失引当金	897	930
繰延税金負債	12,289	37,436
支払承諾	※6 27,569	※6 35,194
負債の部合計	<u>9,841,552</u>	<u>9,723,528</u>

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
純資産の部		
資本金	24,658	24,658
資本剰余金	8,771	8,771
　資本準備金	7,835	7,835
　その他資本剰余金	935	936
利益剰余金	452,623	469,332
　利益準備金	24,658	24,658
　その他利益剰余金	427,965	444,674
固定資産圧縮積立金	538	531
別途積立金	383,805	404,305
繰越利益剰余金	43,621	39,837
自己株式	△5,389	△4,987
株主資本合計	480,663	497,775
その他有価証券評価差額金	69,286	125,060
繰延ヘッジ損益	△272	△255
評価・換算差額等合計	69,014	124,805
純資産の部合計	549,677	622,581
負債及び純資産の部合計	10,391,230	10,346,109

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
経常収益	77,046	87,637
資金運用収益	56,546	64,713
(うち貸出金利息)	28,422	37,243
(うち有価証券利息配当金)	26,887	25,259
信託報酬	12	14
役務取引等収益	10,421	11,509
その他業務収益	2,710	293
その他経常収益	※1 7,355	11,107
経常費用	48,604	53,281
資金調達費用	2,095	9,275
(うち預金利息)	1,324	7,566
役務取引等費用	3,171	3,216
その他業務費用	18,498	12,752
営業経費	※2 23,677	※2 25,263
その他経常費用	1,160	※3 2,774
経常利益	28,442	34,355
特別利益	—	—
特別損失	7	56
税引前中間純利益	28,435	34,299
法人税、住民税及び事業税	7,786	10,414
法人税等調整額	761	△120
法人税等合計	8,548	10,294
中間純利益	19,886	24,005

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
当期首残高	24,658	7,835	661	8,496	24,658	598	366,805	32,814	424,876	
当中間期変動額										
剩余金の配当								△5,042	△5,042	
固定資産圧縮積立金の 取崩						△8		8	—	
別途積立金の積立							17,000	△17,000	—	
中間純利益								19,886	19,886	
自己株式の取得										
自己株式の処分			274	274						
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）										
当中間期変動額合計	—	—	274	274	—	△8	17,000	△2,147	14,844	
当中間期末残高	24,658	7,835	935	8,770	24,658	590	383,805	30,667	439,721	

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	△5,305	452,726	124,072	△95	123,976	576,703
当中間期変動額						
剩余金の配当		△5,042				△5,042
固定資産圧縮積立金の 取崩		—				—
別途積立金の積立		—				—
中間純利益		19,886				19,886
自己株式の取得	△553	△553				△553
自己株式の処分	473	747				747
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			△14,812	36	△14,775	△14,775
当中間期変動額合計	△79	15,038	△14,812	36	△14,775	263
当中間期末残高	△5,385	467,765	109,260	△59	109,200	576,966

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本									
	資本剰余金			利益剰余金						
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			固定資産圧縮積立金	別途積立金	利益剰余金合計
当期首残高	24,658	7,835	935	8,771	24,658	538	383,805	43,621	452,623	
当中間期変動額										
剰余金の配当								△7,295	△7,295	
固定資産圧縮積立金の取崩						△7		7	—	
別途積立金の積立							20,500	△20,500	—	
中間純利益								24,005	24,005	
自己株式の取得										
自己株式の処分			0	0						
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)										
当中間期変動額合計	—	—	0	0	—	△7	20,500	△3,783	16,709	
当中間期末残高	24,658	7,835	936	8,771	24,658	531	404,305	39,837	469,332	

自己株式	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△5,389	480,663	69,286	△272	69,014	549,677
当中間期変動額						
剰余金の配当		△7,295				△7,295
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
別途積立金の積立		—				—
中間純利益		24,005				24,005
自己株式の取得	△5	△5				△5
自己株式の処分	408	408				408
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)			55,773	17	55,791	55,791
当中間期変動額合計	402	17,112	55,773	17	55,791	72,903
当中間期末残高	△4,987	497,775	125,060	△255	124,805	622,581

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記(1)のうちのその他有価証券と同じ方法により行っています。

3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、原則として時価法により行っています。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5年～31年

その他 4年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、債務者別に区分のうえ、次のとおり計上しております。

破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後2年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、2年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(注) 1. 貸出金等の債務者区分は、「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権、要注意先債権、破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権に準拠し、次のとおりとしております。

区分	区分基準
破綻先	法的・形式的に経営破綻に陥っている債務者
実質破綻先	法的・形式的には経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見込みがたたない状態にあると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻懸念先	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
要注意先	貸出条件等に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、赤字決算等で業況が低調ないし不安定な債務者
要管理先	要注意先のうち、債権の全部または一部が要管理債権である債務者
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容に特段の問題がないと認められる債務者

2. 損失率は、原則として、事業年度末を基準とする直近5算定期間及び中間会計期間末を基準とする直近5算定期間の合計10算定期間に係る貸倒実績率の平均値としておりますが、事業年度末を基準とする直近2算定期間及び中間会計期間末を基準とする直近2算定期間の合計4算定期間に係る貸倒実績率の平均値と比較するほか、景気後退期のリスクを適切に織り込む対応として、より多くの算定期間の貸倒実績率の平均値を参考する等により必要な修正を加えて算定しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の直接的な影響は縮小したものの、コロナ禍での業績悪化が公的支援の終了や人手不足等により回復できていない等の債務者の信用リスクに与える間接的な影響については引き続き不透明であり、一定期間継続することが見込まれると仮定しております。こうした仮定のもと、新型コロナウイルス感染症の影響により貸出条件を緩和した一定の債権を有する債務者については、将来の見通しにかかる不確実性がより高いこと等から、債務者区分を引き下げた場合の損失率と同等であるとみなし、貸倒引当金を計上しております。

また、一部のプロジェクトファイナンスにかかる債権については、調達コスト高騰等のリスクによりプロジェクト収支が一定程度悪化するとの仮定を置いたうえで、債権の元本の回収及び利息の受取りにかかる予想キャッシュ・フロー等を基礎に貸倒引当金を計上しております。

これらの仮定について、前事業年度から当中間会計期間において重要な変更はありません。

なお、債務者の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、将来における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用

発生時に一括費用処理

数理計算上の差異

各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(3) 株式給付引当金

株式交付規定に基づく取締役等への当行株式の交付等に備えるため、当中間会計期間末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

信用保証協会との責任共有制度にかかる将来の負担金の支払に備えるため、対象債権に対する代位弁済の実績率を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

8 ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引は、個別ヘッジのほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

このほか、ヘッジ会計の要件を充たしており、かつ想定元本、利息の受払条件及び契約期間が対象資産とほぼ同一である金利スワップ等については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(追加情報)

(業績連動型株式報酬制度)

中間連結財務諸表の注記事項(追加情報)に記載しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
株式	13,950百万円	13,950百万円
出資金	6,744百万円	8,605百万円

※2 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	10,482百万円	14,521百万円
危険債権額	81,635百万円	78,407百万円
要管理債権額	32,359百万円	30,822百万円
三月以上延滞債権額	2,433百万円	2,733百万円
貸出条件緩和債権額	29,925百万円	28,088百万円
小計額	124,477百万円	123,752百万円
正常債権額	6,148,326百万円	6,407,957百万円
合計額	6,272,803百万円	6,531,709百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※3 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
2,813百万円	3,028百万円

※4 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	538,461百万円	538,973百万円
貸出金	469,276百万円	443,485百万円
その他資産	144百万円	138百万円
計	1,007,882百万円	982,596百万円

担保資産に対応する債務

預金	43,134百万円	19,025百万円
債券貸借取引受入担保金	1,461百万円	一百万円
借用金	671,800百万円	670,800百万円

上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
--	-----------------------	-------------------------

有価証券	58,646百万円	58,428百万円
その他資産	100百万円	100百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
金融商品等差入担保金	3,919百万円	5,652百万円
保証金	60百万円	59百万円

※5 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
融資未実行残高	1,679,607百万円	1,632,593百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	1,587,073百万円	1,530,639百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※6 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
	40,257百万円	38,550百万円

7 元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
金銭信託	2,136百万円	2,653百万円

(中間損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
貸倒引当金戻入益	355百万円	一百万円

※2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
有形固定資産	1,301百万円	1,335百万円
無形固定資産	0百万円	0百万円

※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
貸倒引当金繰入額	一百万円	2,456百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2025年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

当中間会計期間(2025年9月30日)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
子会社株式	13,950	13,950
組合出資金	6,744	8,605
関連会社株式	—	—

4 【その他】

中間配当

2025年11月14日開催の取締役会において、第142期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 8,455百万円

1株当たりの中間配当金 113円00銭

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月21日

株式会社七十七銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 菊 池 寛 康

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 嶋 崎 正 康

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 高 橋 達 朗

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社七十七銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社七十七銀行及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示について投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月21日

株式会社七十七銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 菊 池 寛 康

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 鳴 崎 正 康

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 高 橋 達 朗

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社七十七銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第142期事業年度の中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社七十七銀行の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】

確認書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の5の2第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2025年11月28日

【会社名】

株式会社七十七銀行

【英訳名】

The 77 Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】

取締役頭取 小林英文

【最高財務責任者の役職氏名】

該当事項はありません。

【本店の所在の場所】

仙台市青葉区中央三丁目3番20号

【縦覧に供する場所】

株式会社七十七銀行平支店

(福島県いわき市平字三町目14番地)

株式会社七十七銀行東京支店

(東京都中央区銀座四丁目14番11号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取小林英文は、当行の第142期中（自2025年4月1日 至2025年9月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。



GREEN PRINTING JFPI

P-A10007

この印刷製品は、環境に配慮した
資材と工場で製造されています。